

# 飯山市児童館・児童クラブにおける 危機管理マニュアル

I 部 事故防止マニュアル

II 部 防犯マニュアル

III 部 防災マニュアル

飯山市社会福祉協議会

令和6年4月



# I 事故防止マニュアル

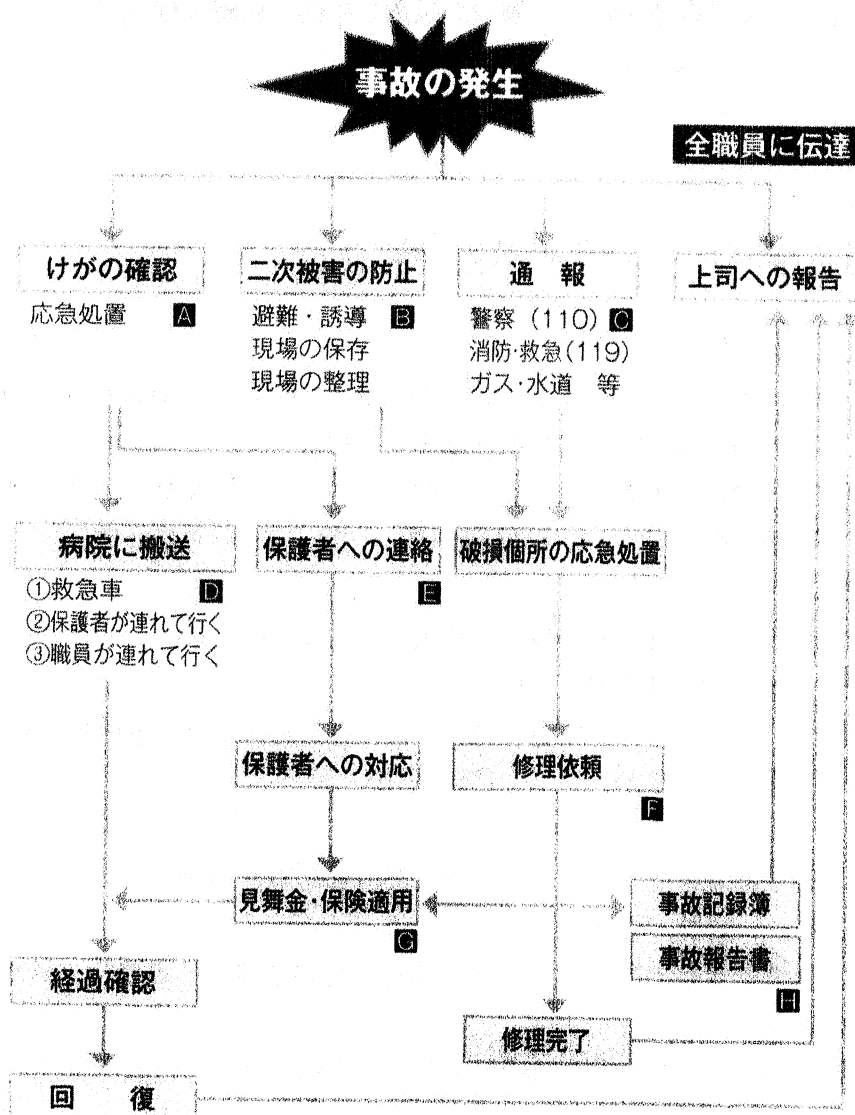
## 1 事故防止および事故発生時の対応

### (1) 施設内外の事故防止と予防

- ①施設内外の環境整備、日常点検や月毎の点検を行う。
- ②職員間および児童と危険な場所、危険な行為や決まり事を共有、確認し、注意喚起を行う。
- ③児童の様子やヒヤリハット事例を職員間で共有し事故の未然防止に努める。

### (2) 事故発生時の対応

#### 事故発生時の対応マニュアル



再発防止策の検討

## 2 食物アレルギーを持つ児童への対応

### (1) 誤食等の事故防止

- ① 食物アレルギーを持つ児童については、必要書類に記入してもらい、それを基に保護者と事前に面談をし、対応を確認する。
- ② アレルギーを持つ児童についての情報を職員間で共有し、事故防止に努める。
- ③ 提供するおやつ等の原材料にアレルギー物質がないか必ず確認し、それが間違いなく児童に提供されるよう担当者を決めて対応する。

### (2) 誤食事故発生時の対応

- ① 食物アレルギー緊急マニュアル参照…様式1
- ② 食物アレルギー誤食等経過記録票（事故記録書）参照…様式2

## 3 感染症予防および感染症対策

### (1) インフルエンザ等の感染症予防

- ① 日頃より学校と連絡を取り情報を共有する。また、緊急時の連絡体制（保護者連絡アプリ「すぐる」等）や対応を事前に学校と保護者と確認しておく。
- ② 利用児童および職員の健康状態のチェック、手洗い、咳エチケットを励行する。
- ③ 施設内の整理整頓を心がけ、清掃や消毒（机、ドアノブ、おもちゃ等）をしっかりと行う。

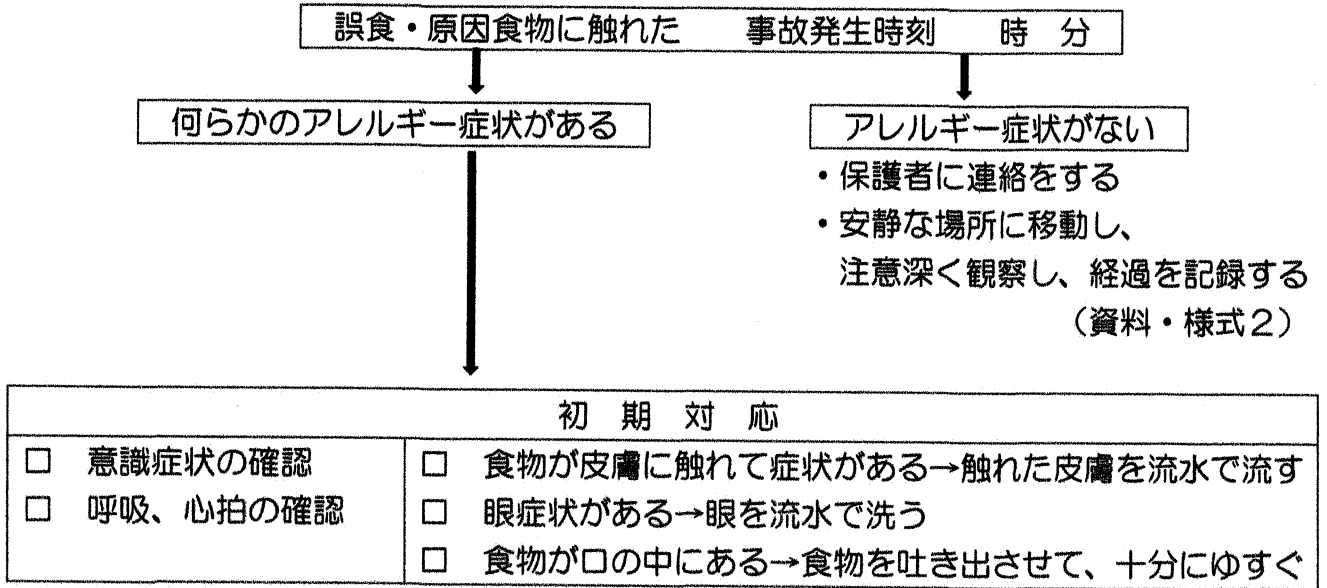
### (2) 感染拡大時の対応

- ① インフルエンザ等による学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の場合、該当する児童は感染症のまん延防止のため施設を利用できない。
- ② 施設内に置いてインフルエンザ等が発生しまん延した場合は、事務局に報告し、子ども育成課の指示に従い対応する。

### (3) その他

- ① 児童館等における感染症対策は「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）に基づき対応する。
- ② ノロウイルス感染症等の嘔吐物の処理は別添の北信保健福祉事務所の資料を参考に行う。  
…資料1
- ③ その他、新型感染症等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合は行政の指示に従う。

## 食物アレルギー緊急マニュアル



- 保護者に連絡をする
- 安静な場所に移動し、  
注意深く観察し、経過を記録する  
(資料・様式2)

緊急性が高い症状はあるか？ (5分以内に判断する)

全身症状 (神経症状や循環器症状)	呼吸器症状	消化器症状
<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> 喉や胸がしめつけられる感じ <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 持続する強い腹痛 <input type="checkbox"/> 繰り返す嘔吐

一つでも当てはまる場合

- |                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| ① エピペンを持参している児童は、直ちに使用する<br>② 救急車を要請する<br>③ 保護者に連絡をする<br>④ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う |
|---------------------------------------------------------------------------------|

※ 緊急性が高い症状の安静を保つ体位

- その場で安静にし、立たせたり、歩かせたりしない
- ぐったり意識もうろうの場合→血圧が低下している場合があるため、仰向けで足を15～30cm高くする
- 呼吸が苦しく仰向けになれない場合→呼吸を楽にし、後ろに寄りかからせる
- 吐き気、嘔吐がある場合→嘔吐物による窒息を防ぐため、体と頭を横に向ける









2018年11月30日  
北信保健福祉事務所

## 吐物処理の処理手順 (施設用)

### <必要物品>

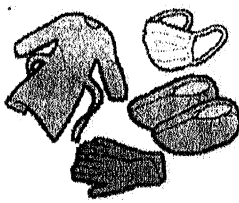
- |                                                                        |                                      |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 塩素系漂白剤 ～塩素濃度0.1%の消毒液を2L作る場合～                  |                                      |
| ・次亜塩素酸ナトリウム濃度が5～6パーセントの塩素系漂白剤（ハイター等）40ml<br>（ペットボトルのキャップ8杯分）を2Lの水に加える。 |                                      |
| <input type="checkbox"/> 新聞紙、ほろ布等                                      | <input type="checkbox"/> 使い捨てマスク     |
| <input type="checkbox"/> バケツ2個                                         | <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋      |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋（液漏れしない密閉できる袋）2枚                         | <input type="checkbox"/> 使い捨てシューズカバー |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てビニールエプロン                                  | <input type="checkbox"/> 手指消毒液       |

※吐物処理セットとして、まとめておくこと。着用するものは1人分ずつ分けておくと、わかりやすい。

※いつ起こるかかわからないので、すぐに出せる、全員がわかる場所に置くこと。

※処理に関わる職員は、必ず着用（エプロン・マスク・手袋）すること。できるだけ少人数で。発症に注意する。ノロウイルス感染症の場合、通常24～48時間で症状（下痢、嘔吐、腹痛、発熱）出現する。

役割分担	実施内容	備考
患者ケア担当	① 患者の状況観察。誤飲・再嘔吐注意 ② 支度を整える。（マスク、手袋、エプロン着用） ③ 患者の身体や衣服等に付いた吐物をペーパータオル等で拭き取り、ビニール袋に入れる。 ④ 吐物の拡散に注意し、患者を個室へ誘導。 ⑤ 着替えの等の介助。	患者の個室の準備。 受診の手配。 洋服・リネンの消毒処理等。
吐物処理担当	① 物品・処理支度を整える。 ② 吐物汚染場所を確認。（通常1mの高さから吐物が落下すると、半径2mぐらいまで飛び散る可能性あり。） ③ 吐物処理実施。	
補助担当	① 嘔吐した利用者があることを他の人に知らせる。 ② 窓を開けて換気をする。 ③ 吐物の飛散状況を確認し、汚染場所に、他に人が近づかないようにする。（3m以上） ④ 患者以外の利用者の吐物汚染の有無を確認。 ⑤ 直接処理はしないが、実施者の補助、足りない物品の補充や、実施方法の確認指示。	

事前準備		
①応援を呼び、周囲の人を遠ざける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半径3 m以上の距離をとる。</li> </ul>	
②換気を行い、吐物に濡れた新聞紙や布をかける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒による塩素ガスの発生や、乾燥したウイルスが舞い上がり、吸い込んでしまうことがあるため必ず実施。</li> <li>・水で濡らした新聞紙や布切れを嘔吐物に掛け、嘔吐物の飛散を避ける。新聞を掛けるときは、手につかないように、飛び散らないようにそっと掛ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐに③の身支度ができるときには省略してもよい。</li> </ul>
③身支度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腕時計、指輪等は外し、袖をまくる。髪が長い場合は、髪を結ぶ。</li> <li>・手袋、マスク、エプロン、(シューズカバー)を装着。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業はなるべく2名で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のサイズに合ったものを使用する。</li> <li>・エプロンはしゃがんだとき、床につかない程度にたくし上げておく。</li> <li>・1名は汚染区域内で作業、1名は汚染されていない場所で動く。</li> </ul>
④消毒薬の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バケツに次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.1%になるように規定の水と消毒薬を入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2Lの消毒薬を作る場合2Lの水に、次亜塩素酸ナトリウムの濃度5~6%の塩素系漂白剤(ハイター等)40 mlを入れる。</li> </ul>

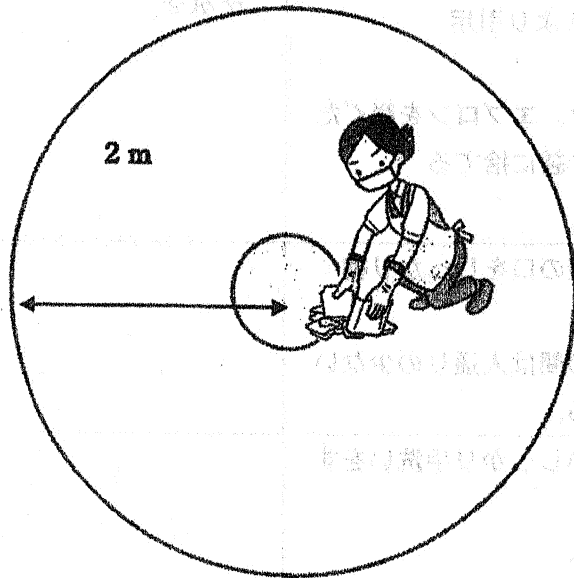
吐物処理

⑤ 嘔吐物を取り除く

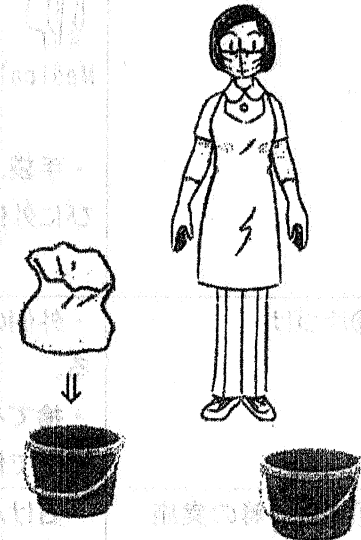
- ・バケツの 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に新聞紙等を浸す。
- ・もう一つのバケツにゴミ袋を二重に入れ、ここにゴミを入れる。
- ・吐物は外側から内側へ一方向に拭き取る。段ボール板などで、吐物をかき取ってもよい。
- ・一度拭き取ったらゴミ袋へ。

- ・バケツは清潔区域に置く。
- ・清潔区域から、汚染区域の人へ手渡す。
- ・作業時にエプロンが床について不潔にならないように注意する。

汚染区域



清潔区域





ゴミ袋を2重に 消毒液 入れたバケツ

⑥ 嘔吐物の不活化

- ・嘔吐物がついた床と周辺を 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液をしみ込ませた新聞紙で覆う。そのまま、10分間浸す。
- ・使用した新聞紙等はゴミ袋に入れる。
- ・ゴミ袋へ新聞紙等が浸る量の 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液を入れる。
- ・内側のゴミ袋をしっかりしぼる

- ・目に見えない嘔吐物も半径 2m まで飛んでいることがあるため、広範囲に消毒を行う。
- ・床が腐食しやすい材質の場合には消毒後、水拭きをする。

事後処理		
<p>⑦防護衣を脱ぐ</p>	<p>①手袋⇒②エプロン（シューズカバー）⇒③マスク⇒④手袋</p> <p>手袋</p>  <p>エプロン</p>  <p>Medical SARAYA より引用</p> <p>・手袋、マスク、エプロンを脱ぐたびに外側のゴミ袋に捨てる</p>	<p>手袋</p> <p>①手袋の手首部分をつまみ引き上げ、中表に手袋を外す。</p> <p>②手首と手袋の間に手を入れ、中表に外す。</p> <p>エプロン</p> <p>①首の紐を肩辺りから前に引っ張り切る。</p> <p>②腰ひもは腰骨あたりから前に引っ張り切り、中表に丸めながら外す。</p> <p>マスク</p> <p>①耳にかけている紐を持って外す。</p>
<p>⑧片づけ</p>	<p>・外側のゴミ袋の口をしっかりと縛る。</p> <p>・捨てるまでの間は人通りの少ない場所で保管する。</p>	
<p>⑨手洗い等の実施</p>	<p>・石けんを使いしっかり手洗いをする。</p> <p>・うがいをする</p>	
<p>⑩処理に関わった職員 の体調観察</p>	<p>・ノロウイルス感染症の場合、通常24～48時間で症状（下痢、嘔吐、腹痛、発熱）出現するので、発症に注意する。</p>	

## II 防犯マニュアル

### 1 下校・帰宅時の安全確保

#### (1) 下校・帰宅時の安全確保

- ① 児童の下校路の危険個所を確認しておく。また、学校からのお便り等で毎日の下校時刻を確認しておく。
- ② 児童が下校途中にケガや事故にあった場合は応急処置や聞き取りを行う。交通事故や不審者の情報や被害は必要に応じ、速やかに学校や警察へ連絡をする。
- ③ 登録児童やランドセル来館児童が保護者からの連絡なく来館しない場合は、速やかに保護者や学校に連絡を取り所在を確認する。
- ④ 登録児童やランドセル来館児童の帰宅方法はお迎えを原則とする（保護者の許可がない限り、登録児童やランドセル来館児童を歩いて帰さない）  
その際、迎えの人を確認し、同居者以外の人が迎えに来た場合は保護者に確認をとる。
- ⑤ 自由来館児童は学校の帰宅時間を守って利用してもらう。日暮れや天候により安全が確保できない状況で帰ることがないように配慮する。

### 2 不審者侵入時の対応

#### (1) 不審者侵入の防止策

- ① 施設内外の見回りを行い、死角となる場所や目が届きにくい場所を確認しそれらをできる限り解消するよう努める。
- ② 常に、職員は来館者に対してあいさつや声かけを行い、勝手に人が入ってくることがないようにする。
- ③ 職員または利用者も一緒に、不審者の侵入を想定した訓練を行う。
- ④ 不審者侵入時を想定し、事前に〔発見者—職員間の情報伝達方法〕〔警察への通報方法〕〔児童の誘導方法〕〔防犯グッズの使い方〕を確認しておく。
- ⑤ 学校や警察等の関係機関と連携して対応できるよう情報共有に努め、連絡体制を整える。

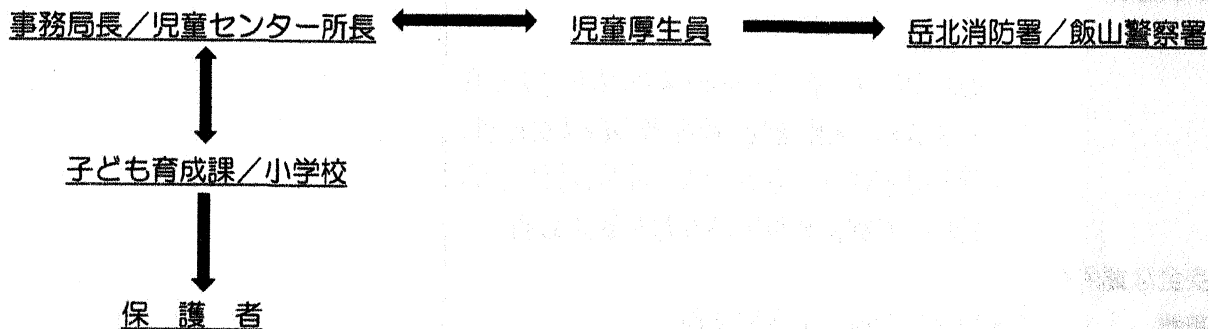
#### (2) 不審者が侵入した時の対応

- ① 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的おそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報する。
- ② 事前に取り決めた連絡体制や合言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら安全な場所へ退避させる。
- ③ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める。その際、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣いに配慮する。
- ④ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく様子を見る等の対応をする。
- ⑤ 不審者が危害を加えるおそれがある場合、職員が身の危険を感じた場合は避難する。



### III 防災マニュアル

#### 1 緊急時の連絡体制



#### 2 災害発生時の対応

##### (1) 火災発生時の対応

	厚生員の行動	児童への対応・留意点
火災発生 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生場所を特定、初期消火</li> <li>周囲に火元を知らせる</li> </ul>	
安全な場所へ 避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示</li> <li>消防署への通報</li> <li>安全な場所への避難誘導</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">避難場所</div>	
保護者への引 き渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数確認、負傷者の確認と応急手当</li> <li>事務局所長への報告(火災の状況、避難先利用者の安否、アプリ配信依頼等)</li> <li>保護者連絡アプリ「すぐる」配信(事務局所長→子ども育成課→保護者)</li> <li>児童の対応と保護者への引渡し</li> <li>引渡しの完了を事務局所長へ報告</li> </ul>	

## (2) 地震発生時の対応

	厚生員の行動	児童への対応・留意点
地震発生 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな声で身を守る行動をとるよう指示する。</li> <li>揺れが治まったら外の安全な場所に子どもを誘導し、人数確認、負傷者の確認を行う。</li> <li>館内被害状況、近隣の様子等を確認し、外部への避難の有無及び避難先を決める。</li> </ul>	
安全な場所へ 避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な場所への避難誘導</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>避難場所 ①</p> <p>②</p> </div>	
保護者への引 き渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数確認、負傷者の確認と応急手当</li> <li>事務局センター所長への報告（避難先、利用者の安否、アプリ配信依頼等）</li> <li>保護者連絡アプリ「スグール」配信（事務局所長→子ども育成課→保護者）</li> <li>児童対応と保護者への引渡し</li> <li>引渡しの完了を事務局所長へ報告する。</li> </ul>	

### ※子どもたちが来所していない場合

- 震度5弱以上の地震が発生保護者連絡アプリ「すぐる」配信）
- 施設内外の被害状況を確認する。
- 下校時間と地震の発生が近い場合は安全を確保した上で近隣を巡回する。  
学校と連絡を取り、利用児童の安全を確認する。

### ※勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合

- 家族の安全を最優先し、通勤の安全も確保した上で、一般職厚生員は事務局に参集。
- 安全を確保した上で、複数人で各施設の被害状況を調べ事務局所長へ報告する。

### ※勤務時間外に震度4弱～4強の地震が発生した場合

- 安全を確認した上で、一般職厚生員は勤務場所である施設の被害の有無及び被害がある場合はその状況を確認し、事務局所長へ報告する。



### (3) 土砂洪水発生時の対応

警戒レベルと体制	厚生員の行動	児童への対応・留意点
警戒レベル1 →災害への心構えを高める段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報等の収集</li> <li>・ 学校との情報共有</li> </ul>	
警戒レベル2 (大雨洪水注意報) (千曲川氾濫注意情報) →注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の把握、避難誘導體制の確認、必要な装備品の準備</li> <li>・ 保護者への引渡し準備、避難体制の確認</li> <li>・ 重要書類、重要物品の安全な場所への移動</li> </ul>	
警戒レベル3 (千曲川氾濫警戒情報 立ヶ花水位7.5m) →警戒体制 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者連絡アプリ「すぐーる」配信 (子ども育成課)</li> <li>・ 保護者への引渡しの実施</li> <li>・ 避難所への移動の判断をし、事務局所長へ連絡</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">避難場所</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所への避難               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 館の戸締り、避難先の掲示</li> <li>② 避難所への避難誘導</li> <li>③ 児童対応と保護者への引渡し</li> <li>④ 引渡し完了の報告</li> </ol> </li> </ul>	

※災害の発生予測により、学校が休校の場合、始業が遅れる場合、終業が早まる場合等は、その時の状況を考慮しながら判断がなされ対応が決められる。(子ども育成課→事務局所長→各館厚生員)  
対応については、子ども育成課より保護者連絡アプリ「すぐーる」が配信される。

※警戒レベル3以上が発令された場合、臨時休館とする。  
(子ども育成課より保護者連絡アプリ「すぐーる」配信)

※避難解除後、一般職厚生員は安全を確保した上で事務局に参集し、複数名で各施設の状況を確認する。

### 3 災害発生時の役割分担

役割名	仕事内容	担当者名
連絡係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(土砂洪水) 事前の情報収集</li> <li>・災害状況により必要な関係機関へ連絡 (消防署、警察署、事務局所長、小学校等)</li> <li>・保護者への連絡 保護者連絡アプリ「すぐる」配信依頼 (→事務局所長→子ども育成課→保護者)</li> <li>・災害伝言ダイヤルの利用</li> </ul>	
施設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災発生時の初期消火</li> <li>・ガスの元全、電気ブレーカーの閉鎖</li> <li>・災害後の施設の危険個所の把握と周知 近よらないようにする応急の措置</li> </ul>	
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路の安全確認</li> <li>・安全な場所への避難誘導</li> <li>・利用者の人数確認、安否確認</li> <li>・避難先での児童の安全確保</li> </ul>	
救護係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けが人への応急処置</li> <li>・保護者、医療機関への連絡、搬送</li> <li>・避難先での児童の安全確保</li> </ul>	

### 4 防災教育、避難訓練

#### (1) 利用者への対応

- ① 年度初めの保護者総会にて、災害発生時の対応について説明し協力、理解を得る。
- ② 異なる状況を想定し、年2回以上の避難訓練を行う。

#### (2) 職員の防災教育、訓練

- ① 防災マニュアルを職員間で確認し、避難訓練に臨む。  
計画、実行、評価、改善を繰り返す。
- ② 救命救急講習会や不審者侵入を想定した防犯訓練などを行う。